

# BOM Path Support の使用許諾契約書

この使用許諾契約書は、日本クリニカルパス学会が提供するソフトウェア BOM Path Support 及びそれに付随するマニュアル等の関連資料（以下、ソフトウェアと関連資料をあわせて「本製品」といいます）の使用条件等を定めた法的な契約書です。使用者（個人または法人のいずれであるかを問いません）は本製品を使用になる前に、本使用許諾契約書（以下「本契約書」といいます）をよくお読み下さい。本製品をコンピュータまたは記録メディアへ複製することによって本契約書のすべての条件に同意したものとみなされます。本契約書の条件に同意いただけない場合は本製品を使用することはできません。

## 記

### 第1条 目的

本使用許諾書は、日本クリニカルパス学会と使用者との間の使用許諾等について、必要な事項を定めることを目的とします。

### 第2条 定義

ソフトウェア

本製品にて提供されるコンピュータプログラム、その他のデジタルコンテンツをいい、特段の記載がない限り、日本クリニカルパス学会が権利者の許諾のもとに提供する第三者の著作物も含むものとします。

### 第3条 使用許諾

日本クリニカルパス学会は、使用者が本契約書のすべての条項を厳守することを条件として、使用者に対し以下の権利を許諾します。

- ① ソフトウェアを同一施設内に限り、複数のパソコンにインストールして、使用することを許諾します。
- ② ソフトウェアの使用に関し、本契約書以外に個別に条件を定められている場合は、本契約書とあわせて遵守いただくものとします。個別の条件が本契約書と異なる場合は、個別の条件が優先するものとします。

### 第4条 著作権

本製品の著作権は、日本クリニカルパス学会が保有しており、国際条約及び著作権法により保護されています。本製品は、使用者に対し、本使用許諾書に従い、非独占的に使用許諾されるもので、著作権が譲渡されることはありません。本契約書によって明白に与えられていない権利は、すべて日本クリニカルパス学会によって留保されます。ソフトウェアに同梱されているマスターデータは、編集著作物またはデータベースの著作物として著作権法に保護されています。

### 第5条 禁止事項

使用者は、本契約書で許諾されている場合を除き、以下の行為を行わないものとします。

- ① 本契約書に反するソフトウェアの複製及び使用ならびにマニュアル等関連資料の複製
- ② 本製品の改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、又は逆アセンブル
- ③ 本製品の全部又は一部の第三者に対する再配布
- ④ 本製品の再使用許諾、あるいはその複製物の貸与・譲渡

⑤ 本製品のレンタル・疑似レンタル行為、リースあるいは中古品取引

#### 第6条 保証の拒絶及び免責

本製品は、使用者に対して現状で提供されるものであり、日本クリニカルパス学会は、本製品に誤りその他の瑕疵のないこと、本製品が特定目的に適合すること、並びにその使用が使用者又はそれ以外の第三者の権利を侵害するものではないこと、その他いかなる内容についての保証を行うものではありません。

2 日本クリニカルパス学会は、本製品の補修、保守その他いかなる義務も負わないものとします。また、本製品の使用に起因して、使用者に生じた損害又は第三者からの請求に基づく使用者の損害について、原因のいかんを問わず、一切の責任を負わないものとします。

#### 第7条 使用者の設備等

使用者は、本製品を利用するために必要なすべての機器（ソフトウェア等に係るすべてのものを含まず。）を自己の負担において準備するものとします。その際、必要な手続は、使用者が自己の責任で行うものとします。

#### 第8条 追加のソフトウェア/サービス

本ソフトウェアを使用者が最初に入手したとき以降に日本クリニカルパス学会が使用者に提供する、または利用可能にするアップデート、機能追加、アドオンコンポーネント、またはインターネットベースのサービスコンポーネントに対しても、それらに他の条項が付属していない限り、本契約書が適用されます。

#### 第9条 アップデート

使用者は、アップデート版の本ソフトウェアを使用する場合、日本クリニカルパス学会によってアップデート対象製品として指定されたソフトウェアのライセンスを取得済みである必要があります。

#### 第10条 有効期間

本契約の有効期間は、本契約成立の時から、使用者が本製品の使用を終了し対象機器から本製品を消去または削除するまでとします。

2. 日本クリニカルパス学会は、使用者が本契約のいずれかの条項に違反したときには、本契約を解除し使用者の使用を終了させることができるものとします。

#### 第11条 使用許諾書の変更

日本クリニカルパス学会は、必要があると認めるときは、使用者に対する事前の通知を行うことなく、いつでも本使用許諾書の条項を変更し、又は新たな条項を追加することができるものとします。

2 日本クリニカルパス学会は、本使用許諾書の条項を変更し、又は新たな条項を追加したときは、遅滞なく日本クリニカルパス学会ホームページに掲載し公表するものとします。

3 前項の公表後に、使用者が本製品の使用を継続するときは、使用者は、変更又は追加後の条項に同意したものとみなされます。

#### 第12条 準拠法及び合意管轄裁判所

本使用許諾書には、日本法が適用されるものとします。

2 本使用許諾書に関する訴訟は、東京地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。